

※添付図書

行 為	図 書		
	種 類	縮 尺	明 示 す べ き 事 項
建築物等の新築、改築、増築、移転、大規模な修繕、大規模な模様替え又は外観の過半にわたる色彩若しくは意匠の変更	付 近 見 取 図	1 / 2,500 以上	方位、道路及び目標となる地物
	配 置 図	1 / 200 以上	
	各 階 の 平 面 図	1 / 200 以上	
	各 面 の 立 面 図	1 / 200 以上	主要部分の材料の種類、仕上げ方法及び色彩
	主 要 部 2 面 以 上 の 断 面 図	1 / 200 以上	
	外 構 平 面 図	1 / 200 以上	門、垣、塀、擁壁、植栽等の敷地内の外部構成
	敷地周辺状況カラー写真		
	完成予想図カラー写真		
	協議書、予測書又は評価書		
	景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写し (条例第27条の8第1項ただし書の規定により景観影響評価書の作成を要しない場合は、景観影響評価準備書の写し及び審査意見書の写し)		
知事が特に必要と認める図書	[自己評価書]		
広告物等の表示若しくは設置又は自動販売機の設置	付 近 見 取 図	1 / 2,500 以上	方位、道路及び目標となる地物
	配 置 図	1 / 200 以上	
	完成予想図カラー写真		
	知事が特に必要と認める図書	[自己評価書]	
備考	<p>1 各階平面図及び主要部2面以上の断面図は、建築物等の新築、改築、増築、移転、大規模な修繕又は大規模な模様替えを行うときに添付すること。</p> <p>2 協議書、予測書又は評価書は、条例第11条第1項、第18条第1項又は第24条第1項の規定による協議をした場合に添付すること。</p> <p>3 景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写し(条例第27条の8第1項ただし書の規定により景観影響評価書の作成を要しない場合は、景観影響評価準備書の写し及び審査意見書の写し)は、条例第4章の2第2節の規定による景観影響評価の手続を行った場合に添付すること。</p> <p>4 届け出た内容を変更しようとするときは、当該変更に係る図書のみを添付すること。</p>		